

一般社団法人茨城県介護福祉士会
役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人茨城県介護福祉士会定款第25条に基づき、役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の定数)

第3条 理事の定数は3名以上15名以内、監事の定数は2名以内とする。

(任期)

第4条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員の補充により役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補)

第5条 理事は立候補制とする。

(役員選出方法)

第6条 理事は選出のための公示により立候補の受付を行い、定数を超えた場合は会員による選挙により選出する。

2 理事の立候補者が定数に達したあるいは満たない場合には、立候補者は当選者とする。

3 理事の当選者数が定数に満たない場合には、理事会が理事の候補者を推薦する。

4 前1項から3項により選出された理事は、総会で選任する。

5 監事は、理事会において選出し、総会で選任する。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選出に関わる事務を行うために選挙管理委員会を設置する。

2 理事会は、選挙管理委員5名を任命し、会長が委嘱する。但し、理事は選挙管理委員を兼ねることはできない。

3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

(欠員)

第8条 役員に欠員が生じた場合の措置は、別に定める。

(委任)

第9条 この規則の適用及び細目に関する事項は、理事会の議決するところによるものとする。

第10条 この規則の改正は、理事会の発議に基づき、総会の承認を得なければならない。

(施行)

第11条 この規則は、平成26年度の役員選出から適用する。

附則

この規則は、平成25年5月12日より施行する。

一般社団法人茨城県介護福祉士会
選挙管理委員会要項

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人茨城県介護福祉士会選挙管理委員会（以下「この会」）と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、「一般社団法人茨城県介護福祉士会事務局」内におく。

(目 的)

第3条 この会は、一般社団法人茨城県介護福祉士会理事選出を公正に行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事柄を行う。

- (1) 役員候補者選出の公示
- (2) 役員候補者の受付
- (3) 役員選挙
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事柄

(委 員)

第5条 この会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 選挙管理委員長 1名
- (2) 選挙管理委員 5名

(委員任期)

第6条 この会の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(立候補者要件)

第7条 立候補者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 立候補者は、正会員であることを要する。
- (2) 選挙管理委員は、立候補できない。

(会 議)

第8条 この会は、必要に応じて開催する。

附則

この要項は、平成25年5月12日より施行する。